

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年 3月29日

新潟県教育委員会

委員長 栗田 修行

新潟県教育委員会規則第6号

新潟県立学校管理運営に関する規則の一部を改正する規則

新潟県立学校管理運営に関する規則（昭和32年新潟県教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第42条の9 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、<u>第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>中学校に準用する。</p>	<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第42条の9 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで<u>及び第30条から第42条までの規定は、</u>中学校に準用する。</p>
<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第42条の17 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、第23条第1項、<u>第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>中等教育学校に準用する。</p>	<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第42条の17 第7条、第9条、第9条の2、第12条、第14条、第17条から第21条まで、第23条第1項<u>及び第30条から第42条までの規定は、</u>中等教育学校に準用する。</p>
<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第50条 第7条、第9条、第9条の2、第13条、第14条、第17条から第20条まで、<u>第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>特別支援学校に準用する。</p>	<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第50条 第7条、第9条、第9条の2、第13条、第14条、第17条から第20条まで<u>及び第30条から第42条までの規定は、</u>特別支援学校に準用する。</p>
2 （略）	2 （略）
<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第25条第2項及び同条第3項、第27条、<u>第29条から第29条の3まで、第36条及び第40条の2から第42条までの規定は、</u>幼稚園に準用する。</p>	<p>（その他の高等学校の規定の準用） 第50条の7 第7条、第9条の2、第14条、第15条、第17条、第23条第1項、第25条第2項及び同条第3項、第27条<u>及び第29条から第42条までの規定は、</u>幼稚園に準用する。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。